

(公財)高知県人権啓発マスコットキャラクターこころんの使用許諾に関する 事務処理要綱

第1条 趣旨

この要綱は、(公財) 高知県人権啓発センター(以下「センター」という。)の所有する人権啓発マスコットキャラクターの著作権法で定める著作物を自由に使える場合以外の使用許諾について、その実施方法を定めるものである。

第2条 人権啓発マスコットキャラクターの対象

この要綱の対象となる人権啓発マスコットキャラクターは、別紙「人権啓発マスコットキャラクター」(以下「キャラクター」という。)とする。

第3条 使用許諾

(1) 使用許諾の範囲

キャラクターの管理をするセンター理事長(以下「提供者」という。)は、次のア～エに掲げる場合で、かつオの(ア)～(ウ)のいずれにも該当しない場合に限りキャラクターを借り受けて使用する者(以下「使用者」という。)へ使用許諾できる。

ア 県内の地方公共団体が、その事務又は事業のため直接使用するとき。

イ 県の事務又は事業と密接な関係にある事務又は事業を行うことを目的としている団体が、その事務又は事業のため直接使用するとき。

ウ 使用目的又は使用結果が公共性又は公益性のあると認められる場合

エ 前各号に掲げるもののほか提供者が特に必要と認めた場合

オ 不許諾とする場合

(ア) キャラクターの縦横の比率が変わるなど形状、図柄、色等が変形しているとき。

(イ) 収益を目的として商品(販売を目的として製造する品物(パッケージを含む。)又はそれに準ずるもの)又は景品(商品等の販売促進を目的とした品物(パッケージを含む。)又はそれに準ずるもの)に使用するとき。

(ウ) キャラクターの使用が適当でないと認められるとき。

(2) 使用者の範囲

提供者は、次の者に限り使用許諾できる。

ア 国

イ 地方公共団体

ウ 地方公共団体が財政援助等をする団体

エ その他提供者が必要と認めた者

(3) 使用期間

使用に関する期間は、原則として使用目的が消滅するまでとする。

(4) 使用範囲

使用範囲は、提供者の許諾に沿った範囲とする。また、使用者の第三者への転貸は禁ずる。

(5) キャラクターの使用料は、無料とする。

(6) 使用許諾の申請等

キャラクターの使用許諾に当たり、以下により適切な処理を行う。

ア 申請書の提出

提供者は、「人権啓発マスコットキャラクター使用許諾申請書」（第1号様式）により使用申込みを受ける。

イ 通知

提供者は、申請書の提出があったときは、その内容を精査し「人権啓発マスコットキャラクター使用許諾書」（第2号様式）又は「人権啓発マスコットキャラクター使用不許諾書」（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

第4条 利用責任

(1) 使用者は、キャラクターの使用品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全責任を負うものとし、センターに迷惑を及ぼしてはならない。

(2) 使用者は、キャラクターの使用によりセンターに損害を与えた場合は、故意又は過失の有無にかかわらずこれによって生じた損害をセンターに賠償しなければならない。

第5条 第三者の対する権利侵害

使用者は、キャラクターの使用により第三者の権利を侵害するに至った場合は、これに対する全責任を負うものとし、センターはその損害について一切の責を負わないものとする。

第6条 目的外利用、権利譲渡及び商標登録等の禁止

(1) 利用者は、第3条の許諾を受けた事項以外の目的にキャラクターを利用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(2) キャラクターに関しては、国内外を問わず商標、意匠等の登録出願はできない。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

別紙



基本ポーズ



後姿



喜び



指差し(左)



指差し(右)



困った(考える)



ハートをふりまく

名称：(公財)高知県人権啓発センター人権啓発マスコットキャラクター こころん